

第九条

- 1 第一条1に規定する日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第二条に規定する合衆国の措置は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第十一条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

資料49 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2007. 4. 1～2012. 5. 31)

		項 目	実 績
アジア太平洋地域への参加における	政府間	<ul style="list-style-type: none"> ○拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス） <ul style="list-style-type: none"> ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ADSOMプラス） ・高級事務レベル会合作業部会（ADSOMプラスWG） ・専門家会合（EWG） <ul style="list-style-type: none"> ・海上安全保障EWG ・防衛医学EWG ・カウンターテロリズムEWG ・人道支援・災害救援EWG ・平和維持活動EWG ○ASEAN地域フォーラム（ARF） <ul style="list-style-type: none"> ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・信頼醸成に関する会期間支援グループ（ARF・ISG） 	(10. 10) (11. 4) (10. 12、11. 2、12. 2) (11. 7、12. 2) (11. 7) (11. 9、12. 4) (11. 11) (11. 11)
	民間主催	<ul style="list-style-type: none"> ・IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合） 	(07. 6、08. 5、09. 5、10. 6、11. 6、12. 6)
防衛官主催による		<ul style="list-style-type: none"> ○日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合 ○共通安全保障課題に関する東京セミナー ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム） ○アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会） ○国際防衛学セミナー ○国際士官候補生会議 	(09. 3、10. 3、11. 9) (09. 3、10. 3、11. 9) (07. 9、08. 10、09. 10、10. 9、12. 3) (08. 2、09. 7) (07. 7、08. 7、09. 7、10. 7、11. 7) (08. 3、09. 3、10. 3、11. 3、12. 2)

資料50 留学生受入実績（平成23年度）

(単位：人)

国名 機関名	タイ	フィリピン	インドネシア	インド	シンガポール	米国	パキスタン	フランス	ベトナム	オーストラリア	韓国	中国	モンゴル	カンボジア	東ティモール	小計
防衛研究所	1		1	1		3		1			1	1				9
防衛大学校	5	2	4			5		7	5		6		4	2	2	42
陸上自衛隊 (幹部学校等)	1				1	3	4				3					12
海上自衛隊 (幹部学校等)	1			2	1					1	1					6
航空自衛隊 (幹部学校等)	2			2		1					3					8
統合幕僚学校				2												2
合 計	10	2	5	7	2	12	4	8	5	1	14	1	4	2	2	79

安全保障対話		概 要	最近の状況
内部部局など	日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN諸国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	11年9月、ASEAN地域の10か国およびASEAN事務局の参加を得て、第3回会合を開催し、「海上安全保障強化への地域における取組」および「非伝統的安全保障分野を中心としたキャパシティ・ビルディング支援」といった、地域の共通の安全保障上の課題について率直かつ建設的な意見交換を行った。
	共通安全保障課題に関する東京セミナー	防衛省の主催により、09年から開催し、国内外から有識者および防衛当局者を招き、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策等をテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。	11年9月、国内外から有識者および防衛当局者の参加を得て、「資源問題と安全保障問題について」および「海上安全保障強化への地域における取組」について議論を行い、安全保障環境改善のための取組に資するとともに、地域における対話・協力の促進に寄与した。
	アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	12年3月、アジア太平洋地域の24か国(日本を含む。)とEUのほか、赤十字国際委員会(ICRC)および国連人道問題調整部(UN-OCHA)の参加を得て、第16回フォーラムを開催し、「災害救援時における軍民関係」および「海上安全保障に係る取組」について意見交換を行った。また、TDFセミナーを併せて開催し、本会合同様のテーマで議論を行った。
陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流(MLST) Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域および欧州地域の主要国等から兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	11年11月、オーストラリア、カナダ、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、米国の陸軍および米国海兵隊の兵站実務者を招聘して、第15回陸軍兵站実務者交流を開催し、国際緊急援助活動における兵站協力をテーマとして意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	11年8月、アジア太平洋地域8か国の陸軍大学学生等の参加を得て、第11回指揮幕僚課程学生多国間セミナー(The 11th Army Command and General Staff College Seminar)を開催し、各国陸軍の大規模災害派遣への取り組みと国際的な災害救援活動を的確に実施するための各国陸軍の連携のあり方をテーマとして意見交換を行った。
海上自衛隊	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ることおよびセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	12年2月、14か国からの参加者を得て、第15回のセミナーを開催し、「海洋秩序維持のための協力」をテーマとして、伝統的な安全保障、トランスナショナルな課題、人道支援/災害救援、PKOに関して意見交換を行った。 なお、省庁間協力の一環として、海上保安庁からも参加を得た。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー(西太平洋次世代海軍士官短期交流プログラム WPNS STEP) Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program for Officers of the Next Generations	海自の主催により、00年から毎年開催していたWPNS SONG(Seminar for Officers of the Next Generations)をさらに発展させ、開催期間を従来の倍の2週間とし、さらに参加国を中東、南アジアを含むまでに拡大した。 参加者相互の理解を促進することおよび参加各国軍人に海自の現状及び日本の歴史、文化等についての認識を深めさせることを目的に、地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関し、意見を交換する場としている。	11年10月、19か国の若手海軍軍人の参加を得て、第1回のプログラムを開催し、日本の安全保障政策や海自の現状に関する講義および各参加者によるプレゼンテーションを実施したほか、「多様化する海軍の任務」をテーマとして、意見交換を行った。
	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	11年10月、14か国を招聘し、第16回目のセミナーを開催し、「大災害を効果的に対処するため、軍隊(空軍)が行うべき教育訓練とは何か」をメインテーマとして意見交換を行った。
防衛大学校	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	11年10月、アジア太平洋地域14か国の空軍大学学生等の参加を得て第11回セミナーを開催し、「各国空軍の現状、課題及び今後の方向性(国内外の大災害における各国空軍の役割を含む。)」をテーマとして意見交換を行った。
	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、諸外国の士官候補生を招へいて、国際情勢及び安全保障に関する討議を行う場としている。	11年7月、13か国を招聘し、第16回目のセミナーを開催し、「軍民協力と防衛学研究・教育」をテーマとして意見交換を行った。
	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	12年2月、17か国を招聘し、第15回目の会議を開催し、「これからの国際秩序を考える」をテーマとして意見交換を行った。
防衛研究所	安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	11年11月、米国、オーストラリア、韓国、英国、オランダ、国連、ASEANおよび国内から著名な研究者・実務者を招き、「大規模災害における軍事組織の役割」を主題として意見交換を行った。

安全保障対話		概要	最近の状況	
防衛省 主 催	防衛研究所	国際安全保障 コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告及び討議を行う場としている。	11年11月、米国、オーストラリア、韓国、英国、オランダ、国連、ASEANの研究者・実務者を招くとともに、国内の専門家を交えて、「大規模災害における軍事組織の役割」を議題として意見交換を行った。
		戦争史研究国際 フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	11年9月、米国、英国、オーストラリアおよび国内の研究者を招き、「総戦力戦としての太平洋戦争」を議題として意見交換を行った。
		アジア太平洋安全保障 ワークショップ	アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。	12年12月、米国、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、シンガポール、モンゴルの研究者を招き、「アジア太平洋諸国の安全保障課題と国防部門への影響」を議題に意見交換を行った。

資料52 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概要	
政 府 主 催	内部部 局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
		ブトラジャヤ・フォーラム	マレーシア国防省国防安全保障研究所主催により、ADMMプラス国を中心とした国防関係者の参加を得て、地域の安全保障に関して意見交換を行う場である。10年の第1回から参加している。
		ジャカルタ国際防衛ダイアログ (JIDD)	インドネシア国防省(インドネシア国防大学企画)主催により、ADMMプラス国を中心とした各国の国防大臣、総参謀長等の参加を得て、地域の安全保障等に関して意見交換を行う場である。11年の第1回から参加している。
	統合幕 僚監部	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defense Conference	米国の主催又は参加国との持ち回り開催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア・太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar	米国と会員国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸 上 自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference	米国と参加国の持ち回り開催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。
		太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar	米国と参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われぬ年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われぬ年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難等を中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
環太平洋空軍シンポジウム PACRIM Airpower Symposium		米国と参加国の持ち回り開催により毎年開催(96年及び97年は2回開催)され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。	
情報本部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC) Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference	太平洋軍司令部と参加国との持ち回り開催による、アジア・太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。	
民間主 催	IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。	

その他の多国間対話など		概 要
民間主催	地域安全保障サミット（マナーマ対話）	英国の国際戦略研究所の主催により、04年から開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回に防衛大臣政務官が参加した。11年は開催なし。
	ミュンヘン安全保障会議	62（昭和37）年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツを始め、米、英、仏等のNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部等、各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者（EU各国NATO担当相・国防相）の参加を得て、安全保障等に関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ（NEACD） The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所（IGCC）が中心となり、参加国（中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアおよび米国）から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。

資料53 二国間防衛協力・交流の主要実績（最近5年間）

(2007. 4. 1～2012. 6. 30)

国名	ハ イ レ ベ ル 交 流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓 国	防衛大臣 (11. 1) 政務官 (09. 12、10. 7) 事務次官 (09. 6、11. 11) 統幕長 (10. 2) 陸幕長 (9. 11) 海幕長 (08. 10、10. 4) 空幕長 (09. 7)	国防部長官 (09. 4) 国防次官 (10. 12) 合同参謀議長 (08. 4、11. 10) 陸軍参謀総長 (08. 1、09. 8) 海軍参謀総長 (07. 6、11. 7) 空軍参謀総長 (08. 4)	日韓安保対話 (07. 5、07. 10、08. 11、09. 12) 日韓防衛実務者対話 (07. 7、08. 7、09. 10、10. 7、11. 7) 日韓防衛実務者対話作業部会 (07. 12、08. 12、09. 10、10. 12)
中 国	防衛大臣 (09. 3) 事務次官 (08. 3) 統幕長 (08. 2) 陸幕長 (10. 2) 海幕長 (09. 7)	国防部長官 (07. 8、09. 11) 副参謀議長 (09. 2、11. 7) 海軍司令員 (08. 10) 空軍司令員 (08. 9)	日中安保対話 (09. 3、11. 1)
ロ シ ア	統幕長 (08. 4、12. 6) 空幕長 (07. 6)	参謀総長 (10. 9) 地上軍総司令官 (08. 3) 空軍総司令官 (10. 6)	日露防衛当局間協議 (07. 12、08. 5、10. 7) 日露安保協議 (08. 4、10. 7、12. 4) 日露海上事故防止協定年次会合 (07. 4、08. 4、09. 6、10. 6、11. 11) 日露共同作業グループ会合 (07. 5、07. 12、08. 5、08. 12、09. 6、11. 10)
モンゴル	防衛大臣 (12. 1)	国防大臣 (10. 11)	
東 南 ア ジ ア	○ブルネイ 事務次官 (12. 2)	国防副大臣 (12. 5) 国防次官 (09. 3、10. 3) 空軍司令官 (09. 8)	
	○カンボジア 防衛副大臣 (07. 8、10. 5)	副首相兼国防大臣 (08. 3) 国防省長官 (09. 3、10. 3、11. 9) 国軍副司令官兼陸軍参謀総長 (09. 8)	日カンボジアMM協議 (10. 6、12. 2) 日カンボジアPM協議 (10. 6)
	○インドネシア 政務官 (11. 1) 事務次官 (10. 1、12. 2) 統幕長 (10. 6) 海幕長 (11. 11) 空幕長 (11. 9)	国防大臣 (11. 1) 国防副大臣 (10. 3) 国防次官 (09. 3、11. 9) 陸軍参謀総長 (09. 8) 海軍参謀長 (08. 2)	日インドネシアMM協議 (10. 9、11. 11) 日インドネシアPM協議 (11. 11)
	○ラオス 防衛副大臣 (10. 5)	国防次官 (09. 3、10. 3)	
	○マレーシア 政務官 (11. 1) 事務次官 (08. 1、10. 1)	国防次官 (10. 3、11. 9) 陸軍参謀長 (09. 8) 海軍司令官 (09. 8)	日マレーシアMM協議 (11. 7)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
東 南 ア ジ ア	○ミャンマー 事務次官 (12.2)	国防副大臣 (11.9)	
	○フィリピン 防衛副大臣 (12.6) 政務官 (09.5、11.1) 統幕長 (12.6) 海幕長 (11.11) 空幕長 (08.5)	国防次官 (08.10、09.3、10.3、11.9) 陸軍司令官 (09.8) 海軍司令官 (12.4) 空軍司令官 (08.12)	日フィリピンPM・MM協議 (07.12、10.8、12.3)
	○シンガポール 防衛大臣 (07.6、08.5、09.5、10.6、11.6) 防衛副大臣 (12.6) 事務次官 (11.1) 統幕長 (07.6、08.5、09.5、10.6) 陸幕長 (11.2) 海幕長 (10.2、11.6)	国防大臣 (07.11、09.12) 国防次官 (08.4、09.11) 国軍司令官 (09.9) 陸軍司令官 (09.8) 空軍司令官 (07.12)	日シンガポールMM協議 (08.9、09.9、10.10、11.11)
	○タイ 防衛副大臣 (09.12) 政務官 (08.5、11.1、12.1) 事務次官 (11.1) 海幕長 (11.6)	国軍最高司令官 (08.6) 陸軍司令官 (09.8) 海軍司令官 (10.8)	日タイPM・MM協議 (07.10、09.9、10.9、11.9)
	○東ティモール 防衛副大臣 (10.5)	首相兼国防・治安大臣 (09.3) 国防担当国務長官 (09.2、10.10) 首相兼国防・治安大臣 (12.3)	
	○ベトナム 防衛大臣 (10.10) 防衛副大臣 (10.10) 政務官 (09.5、12.1) 事務次官 (10.1) 海幕長 (10.2) 空幕長 (11.9)	国防大臣 (11.10) 国防次官 (10.3、11.9) 人民軍副総参謀長 (09.8) 人民海軍司令官 (11.12) 防空・空軍司令官 (12.6)	日ベトナムPM協議 (07.12、08.11、10.4) 日ベトナムMM協議 (07.12、08.11、10.4、11.12) 日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 (10.12、11.12)
イ ン ド	防衛大臣 (07.8、10.4) 防衛副大臣 (07.8) 事務次官 (10.7) 陸幕長 (11.2)	国防大臣 (09.11、11.11) 国防次官 (07.4) 陸軍参謀長 (07.4、09.8) 海軍参謀長 (08.8、10.9) 空軍参謀長 (10.9)	日インドPM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5) 日インドMM協議 (08.2、09.2、10.4、11.5)
パ キ ス タ ン	防衛大臣 (07.8)		日パキスタンPM協議 (09.2、10.5) 日パキスタンMM協議 (07.8、09.2、10.5)
オ ー ス ト ラ リ ア	統幕長 (11.2) 陸幕長 (07.8、12.6) 海幕長 (12.6) 空幕長 (08.5、11.2)	国防大臣 (07.6、08.12、10.5) 国防軍司令官 (07.6) 海軍本部長 (08.4、12.5) 空軍本部長 (10.4、11.6)	日豪PM協議 (08.2、10.3、11.4) 日豪MM協議 (07.5、08.9、09.10、10.10、11.11)
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	統幕長 (11.2) 海幕長 (12.6)	国防大臣 (08.5、10.10) 国防軍司令官 (08.3) 陸軍司令官 (09.8、11.10) 海軍司令官 (08.10)	日ニュージーランドMM協議 (07.10、08.12、09.10、10.12)
英 国	政務官 (10.9) 陸幕長 (12.6) 海幕長 (09.5、12.2) 空幕長 (07.4、10.5)	国防大臣 (11.10) 国防閣外大臣 (09.10) 国防政務官 (09.10、11.4) 第1海軍卿兼参謀長 (11.3) 空軍参謀長 (08.3、11.8)	日英PM協議 (07.6、09.11、11.2) 日英MM協議 (07.6、08.10、09.11、11.2)
フ ラ ン ス	政務官 (10.5) 海幕長 (09.5) 空幕長 (10.5)	国防事務総局長 (08.7) 統合参謀総長 (09.12) 海軍参謀長 (10.9) 空軍参謀長 (08.6)	日仏MM協議 (08.4、09.6、10.10、11.7) 日仏PM協議 (08.4、09.6、10.10、11.7、12.1)
ド イ ッ	防衛大臣 (09.2) 政務官 (10.9) 陸幕長 (12.2) 海幕長 (12.2)	国防大臣 (07.4) 陸軍総監 (09.3)	日独PM協議 (08.7、10.6、11.11) 日独MM協議 (08.7、10.10)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
イタリア	海幕長 (11.2)	国防大臣 (12.6) 国防副大臣 (10.2)	
カナダ	海幕長 (10.6)	国防次官 (09.6、11.8) 地上軍参謀長 (09.8) 航空参謀長 (10.11) 海軍参謀長 (11.5)	日加PM協議 (08.11、10.3、12.4) 日加MM協議 (09.5、12.4)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話
MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話

資料54 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為

- (1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある者の略取 (4)人質強要 (5)(1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)～(4)：無期又は5年以上の懲役人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
(2) 2(5)①・②：5年以下の懲役
(3) 2(5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
(2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2(5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2(5)②の行為を継続しようとする場合には、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）
(2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載
(3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
(4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用

資料55 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2012.6.30現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	バルシャ湾など	04.2.20 ～04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
航空自衛隊	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	01.11	約320人	・各国艦船への補給など
航空自衛隊	在日米軍基地など	～7.11	—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視委員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人		・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～09.2 09.2～	2人 3人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96.2～	43人	1,457人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定 行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連 東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～04.6	7人 (1次司令部 要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～04.6	405人 (1次隊及び 2次隊は各 680人、3次 隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人		・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
国連ネパール政治 ミッション (UNMIN)	軍事監視委員	07.3～11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
国連スーダン・ ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理
国連ハイチ安定化 ミッション (MINUSTAH)	司令部要員	10.2～	2人	10人	MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
	施設部隊	10.2～	約320人	1,857人	瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設等
国連東ティモール 統合ミッション (UNMIT)	軍事連絡委員	10.9～	2人	8人	東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
国連南スーダン共和国 ミッション (UNMISS)	司令部要員	11.11～	5人	5人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画及び調整
	派遣施設隊	12.1～	約330人	496人	・道路等のインフラ整備等
	現地支援調整所		約20人	45人	・施設部隊が行う活動に係るUNMISS等との協議及び調整 ・後方補給業務等に関する調整

(注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(5) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98. 11. 13 ～12. 9	80人	/	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人		・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	海上輸送部隊	99. 9. 23 ～11. 22	426人	/	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動(地震災害)	物資支援部隊	01. 2. 5 ～2. 11	16人	/	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	空輸部隊	03. 12. 30 ～04. 1. 6	31人	/	・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動(地震・津波被害)	派遣海上部隊	04. 12. 28 ～05. 1. 1	590人	/	・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動(地震・津波災害)	統合連絡調整所	05. 1. 6 ～05. 3. 23	22人	/	・国際緊急援助活動などに係る統合調整 ・国際緊急援助活動などに係る関係機関、外国軍隊などとの連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資などの輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動	海上派遣部隊	05. 8. 5 ～05. 8. 10	346人	/	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助活動(地震災害)	航空援助隊	05. 10. 12 ～05. 12. 2	147人	/	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	06. 6. 1 ～06. 6. 22	149人	/	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	09. 10. 5 ～09. 10. 17	12人	/	・医療活動
	統合連絡調整所		21人		・インドネシア共和国関係機関、関係国等との調整
ハイチ国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	10. 1. 18 ～10. 2. 16	104人	/	・医療活動
	空輸部隊		97人		・国際緊急援助隊等の航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	統合連絡調整所		33人		・ハイチ共和国関係機関、関係国等との調整
パキスタン国際緊急援助活動(水害)	航空援助隊	10. 8. 20 ～10. 10	184人	/	・人員・援助物資などの航空輸送
	統合運用調整所		27人		・パキスタン関係機関、関係国等との調整
	海上輸送隊		154人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員および物資の輸送(地震災害)	空輸部隊	11. 2. 23 ～3. 3	40人	/	・国際緊急援助隊等の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者(11名)も含む。

資料56 補給支援特措法に基づく補給支援活動の結果に関する国会報告の概要

本報告は、補給支援特措法第7条の規定に基づき、同法第3条に規定する補給支援活動の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

1. 補給支援活動の結果に関する事項

- 海上自衛隊の艦艇は、平成20年1月17日から平成22年1月15日までの間、インド洋においてテロ対策海上阻止活動に従事する

諸外国の軍隊等の艦船(8か国)に対して艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を実施。派遣艦艇数(補給艦を護衛する随伴艦を含む)延べ14隻、派遣人員数延べ約2,400名。

艦船用燃料:計145回、約2万7,005キロリットル
艦船用ヘリコプター用燃料:計18回、約210キロリットル
水:計67回、約4,195トン

●補給実施海域

オマーン湾122回、北アラビア海19回、アデン湾3回、ペルシャ湾1回。

●活動経費

補給支援活動に係る経費の総額については、約105億円。

2. 補給支援活動の評価

(1) 補給支援活動の評価

●海上自衛隊の補給技術の信頼性を確認。

●各種業務についてのノウハウ・知見の蓄積・共有が進み、長期間継続して洋上補給を実施する能力が向上。

(2) 今後の留意事項

●今後の国際平和協力活動の実施にあたっては、自衛隊の能力と技術を活かしつつ、我が国に相応しい国際協力の在り方について不断の検討と的確な対応が必要。

●現地情勢等に関する情報収集能力や基礎となる教育訓練、装備品の充実が必要。

●要員や留守家族の福利厚生やメンタルヘルスの施策も配慮が必要。

資料57 旧テロ対策特措法に基づく対応措置の結果に関する国会報告の概要

本報告は、旧テロ対策特措法第11条の規定に基づき、同法第4条に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

1. 対応措置の実施の結果に関する事項

(1) 協力支援活動の概要

●海上自衛隊の補給艦は、平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、インド洋において海上阻止活動を含むOEFに従事する諸外国の軍隊等の艦船（11か国）に対して艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を実施。派遣艦艇数（補給艦を護衛する随伴艦を含む）延べ59隻、派遣人員数延べ約1万900名。

艦船用燃料：計794回、約49万キロリットル

艦船用ヘリコプター用燃料：計67回、約990キロリットル

水：計128回、約6,930トン

●海自艦艇は、平成15年のタイの建設用重機等の輸送を含む3件の輸送活動を実施。

●航空自衛隊は、平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、在日米軍基地間及びグアム方面への空輸を計381回実施し、主として航空機用エンジン、部品、整備器材や衣服等を輸送。

(2) 被災民救援活動の概要

平成13年、UNHCRからの要請に基づき、テント・毛布等を海自艦艇により我が国からパキスタンへ輸送し、UNHCRに提供。

2. 対応措置の実施の評価

(1) 自衛隊による活動の意義

●海上阻止活動は、テロリストにインド洋を自由にさせないという抑止の観点から重要な役割を果たし、アフガニスタン国内の治安・テロ対策や民生支援の円滑な実施を下支えするもの。また、結果として、我が国にとって重要なインド洋の海上交通の安全確保にも貢献。

●海自による補給支援は、海上阻止活動の重要な基盤となり、同活動の効率的な実施に大きく貢献。このような我が国の活動に対し、国連やアフガニスタン、パキスタン、米国を含む各国

は、様々な機会に評価や謝意を表明。

(2) 今後の課題

●今回の6年間に及ぶ活動の貴重な経験を、今後の自衛隊による国際平和協力活動の実施に活かしていくことが肝要。

●また、今後、新たな法律の下で自衛隊が補給活動を再開することとなる場合、今回の経験を踏まえ、引き続き、活動に関する情報の正確な伝達、可能な限りの開示等に留意が必要。

資料58 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の結果に関する国会報告の概要

本報告は、イラク人道復興支援特措法第5条の規定に基づき、同法第4条に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

1 対応措置の実施の結果に関する事項

(1) 自衛隊による活動

ア 陸上自衛隊は、平成16年2月から平成18年7月までの間、サマーワを中心とするムサンナー県において、医療（技術指導277回）、給水（約53,500トン、延べ約1,189万人分）、公共施設の復旧整備（学校36校、道路補修31か所・約80km、診療所等の補修66か所）を実施。

イ 海上自衛隊は、イラクで陸上自衛隊が使用する車両等をクウェートに輸送するため、平成16年2月から同4月までの間、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を派遣。

ウ 航空自衛隊は、平成16年3月から平成20年12月までの間、任務運航延べ821回、人員延べ46,479名及び貨物延べ672.5トンを空輸。このうち、平成18年9月から開始した国連支援については、任務運行延べ112回、人員延べ2,799名及び貨物延べ112.2トンを空輸。

(2) イラク復興支援職員の派遣

イラク復興支援職員は、平成16年5月、ヨルダンで、イラク側技術者8名に、供与する発電機の据付・維持管理方法などを指導。

2 対応措置の実施の評価

(1) 自衛隊等による活動の意義

イラクの再建は、中東地域のみならず、国際社会の平和と安定にとって極めて重要。我が国は、対応措置の実施によりイラクの再建に貢献。

(2) 各国等の評価

イラク人道復興支援特措法に基づく我が国の対応措置に対し、イラクを始めとする各国や国連は、様々な機会に評価や謝意を表明。

(3) 活動から得られた成果

国外における活動基盤の構築・維持・撤収、継続的な要員派遣などについて、貴重な経験を獲得。

(4) 今後の活動への留意事項

今回の経験を、今後の自衛隊等による国際平和協力活動に活かしていくことが肝要。その際には、例えば以下のような点に留意。

ア 自衛隊等を派遣するためには、現地情勢等を踏まえ、早急に現地のニーズを把握するとともに、我が国の能力に合致した活動内容を決定。

イ イラクでは、自衛隊による人的貢献とODAによる支援を「車

の両輪」として大きな効果を挙げたことを踏まえ、持てる資源を有効に活用し、関係省庁が密接に連携して支援を実施。
ウ 実りある国際平和協力活動を安全確実にを行うため、現地情勢等に関する情報収集能力の強化や、教育訓練・装備品の充実。

エ 派遣される要員が安心して活動に従事できるよう、派遣要員・留守家族の福利厚生やメンタルヘルスのための施策に配慮。

資料59 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（核兵器）

(2012. 5. 31現在)

区分	条約など	概要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止 ○核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に進行する義務を規定 ○原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）（注2）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条） ○70（昭和45）年発効 ○締約国 190か国 ○主な未加盟国 インド、パキスタン、イスラエル
	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止 ○署名国182か国 批准国157か国（発効要件国44か国のうち署名国41か国、批准国36か国） ○CTBT発効の要件である、特定の44か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効 ○主な未加盟国 米国、中国、イラン、北朝鮮、インド、パキスタン
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○核兵器開発に使用される資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止 ○78（昭和53）年成立（74（昭和49）年のインドの核実験を契機） ○参加国 46か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>> 参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html>> 参照
3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>> 参照
4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>> 参照

資料60 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（生物化学兵器）

(2012. 5. 31現在)

区分	条約など	概要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。 ○75（昭和50）年発効 ○締約国：165か国 ○主な未加盟国 イスラエル
	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。 ○CWCの発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに化学兵器禁止機関（OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が97年（平成9）に設立 ○97（平成9）年発効 ○締約国：188か国 ○主な未加盟国 北朝鮮、シリア、イスラエル、ミャンマー
不拡散のための輸出管理体制	オーストラリア・グループ (AG: Australia Group) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。 ○85（昭和60）年発効 ○参加国：41か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>> 参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>> 参照
3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>> 参照

資料61 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2006. 4. 1～2012. 5. 31現在)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97. 6. 9～02. 6. 30、04. 8. 1～07. 8. 1	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (将補) ※
97. 6. 23～00. 6. 25	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (1 尉)
02. 10. 1～07. 6. 30	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局運用・計画部長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (1 佐)
05. 7. 11～09. 7. 11	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (3 佐)
09. 1. 9～	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (3 佐)
02. 12. 2～05. 6. 1	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)
05. 11. 28～08. 11. 27	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)
11. 1. 15～	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)

※OPCW査察局長については、07. 8. 1付での自衛官退官後も引き続き09. 7まで勤務した。

資料62 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など (運搬手段 (ミサイル))

(2012. 5. 31現在)

区分	条約など	概要 (目的など)
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOG:Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○02 (平成14) 年採択 ○参加国 134か国
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR:Missile Technology Control Regime) (注2)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87 (昭和62) 年設立 ○参加国 34か国

(注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtr/index.html>> 参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtr/mtr.html>> 参照

資料63 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

(2012. 5. 31現在)

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW:Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects) (注1)	○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書締約国110か国 附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用禁止又は制限に関する議定書締約国91か国 改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議定書締約国98か国 附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国106か国 附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国100か国 附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国78か国 日本は、(Ⅰ)～(Ⅳ)までの附属議定書を締結 ○83 (昭和58) 年発効 ○締約国 114か国 ○主な未加盟国 北朝鮮、ミャンマー、イラン、イラク、シリア
	対人地雷禁止条約 (オタワ条約) (注2)	○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99 (平成11) 年発効 ○締約国 160か国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC (European Community) 諸国 (当時) などとともに提案し、92 (平成4) 年に発足した。各国は、7種類の装備品 (注3) について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
	国連軍事支出報告制度	軍事支出の透明性向上、軍事支出の削減を目的に1980年に設立。報告項目は「人件費」、「運営及び維持費用」、「調達及び建設費用」、「研究開発費用」の4項目である。
	クラスター弾に関する条約 (オスロ条約)	○クラスター弾の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵クラスター弾の原則8年以内の廃棄、クラスター弾残存物等の原則10年以内の除去等を義務付けるとともに、クラスター弾除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定。 ○10 (平成22) 年発効 ○締約国 71か国 ○主な未加盟国 米国、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト、ブラジル

区 分	条約など	概 要
不拡散のための輸出管理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	<p>○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム</p> <p>(1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与</p> <p>(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止</p> <p>○96(平成8)年に設立</p> <p>○参加国 41か国</p>

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>> 参照
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>> 参照
 3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口径火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03(平成15)年行われた制度見直しにより携帯式地对空ミサイル(MANPADS)が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。
 4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>> 参照

資料64 防衛省改革会議「報告書」の概要

(平成20年7月15日)
防衛省改革会議

I はじめに

- 平成19年12月、防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け防衛省改革会議を官邸に設置。
- 個々の事案とそれを許容した組織の問題を解明し、再発防止の方策と改革の方向を示すための検討を重ねる。改革の原則を機能させ、また、組織の任務に沿った実効的な活動が行えるよう、防衛省・自衛隊の組織と意思決定システムの再構築が必要。
- 自衛隊は、多機能・弾力的・実効的に行動すべき時代を迎えている。戦後強調された「軍事実力組織からの安全」の更なる充実強化とともに、今後は「軍事実力組織による安全」という観点との組み合わせが必要。
- 文民統制を確保しつつ、安全保障機能を効果的に果たしうるシステムの改革をここに提案。

II 不祥事案 一問題の所在

- 給油量取違え事案(報告義務不履行)：米海軍艦船への給油量について、海幕防衛課長が報告した誤った数値によって統幕議長の記事会見や、防衛庁長官及び官房長官の発言が行われた。誤りを認識した後も訂正をしなかった報告義務不履行は、プロフェッショナリズム(職業意識)の欠如と文民統制への背反。誤りを正す責任が明確でない組織上の問題も正されるべき。
- 情報流出事案(通信情報革命と情報保全)：秘密情報を含む業務用データを私有パソコンに取り込んだファイル共有ソフトを介して部外に流出するなどの事案が平成18年まで立て続けに発生。急速な通信情報革命に自衛隊の認識がついていけなかったこと、秘密情報についての保全意識が不徹底であったことが原因。
- イージス情報流出事案(先端技術の学習と情報保全)：特別防衛秘密に該当するイージス情報が正規の手続きを経ることなく教材として利用され、海上自衛隊内に拡散した事案。最先端技術への学習意欲が情報保全意識の欠如と結びついて生じたもの。
- 「あたご」衝突事案(基本動作のゆるみ)：海自護衛艦「あたご」が漁船と衝突。基本的な規律のゆるみやルール無視の組織的蔓延、航海技量の欠如がどれほど恐るべき結果を招くかを教える事案。また、事故発生後の幕僚監部と内部部局における緊

急時の情報伝達の問題が浮き彫りに。

- 前事務次官の背信：前事務次官が接待や金品供与を受け、防衛装備品の調達に当たって影響力を行使したとされている事案。調達に際して私的利益を動機にすることは、内部部局官僚が誇るべきプロフェッショナリズムから最も遠く、忌まわしい背信行為。最高幹部による重大な逸脱が放置された組織的な背景にも問題。

6 諸事案の総合検討

不祥事の抑制のためには全組織をあげて目標と任務意識を鮮明化しつつミスを極小化する継続的な取組みが不可避。

III 改革提言(1) 一隊員の意識と組織文化の改革

1 改革の原則

不祥事案の検討・分析を踏まえ、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナリズムの確立、③全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立、の改革の原則を提唱。

2 規則遵守の徹底

自発的な規則遵守意識が組織風土として定着することが必要。また、守るべき事項を明確にするための規則の整理が必要。

- 幹部職員自身が規則の必要性を理解し、率先垂範すること。
- 形式よりも必要性に着目した規則遵守についての職場教育。
- 機密保持に関する規則の徹底と違反行為の厳正な処分。
- 防衛調達における透明性確保のための責任の所在の明確化、会議録の作成・公開。
- 抜き打ち監察など監査・監察の強化。
- 規則の必要性の検討及び見直し。

3 プロフェッショナリズム(職業意識)の確立

プロ意識に徹した上官の統率によって組織全体に高い倫理観、使命感を与えるべき。

- 幅広い視野を持った幹部要員を養成するため、教育プログラムや行政経験の在り方を見直し。
- 自衛隊の各部署における業務量と人員配置のバランスを見直し、現場の過度な負担を軽減しつつ、基礎的な職場教育の充実を図る。
- 現代の安全保障に決定的な意味を持つ情報伝達・保全におけるプロ意識の醸成。

- 全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立
個々の隊員、部隊等の意識改革に加え、任務遂行を中心に全